

代理店移行のお知らせ

平成23年12月21日

お客さま各位

西中国信用金庫
理事長 山本 徹

平素から各別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、「ときわ支店」、「錦町支店」を平成24年2月17日（金）の業務終了をもって廃止し、新たに当金庫子会社の「株式会社にしんビジネス」が、平成24年2月20日（月）より引き続き代理店として業務を開始させていただくこととなりました。

当金庫では、このような店舗体制の見直しにより営業効率の向上を図るものでございます。

お取引いただいておりますお客さま方には代理店移行によりご不便をおかけしますが、何卒ご理解ご協力をお願い申し上げます。

つきましては、以下のとおりご案内いたしますとともに、これまでと変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 業務を委託する代理店の概要

(1) 業務を委託する代理店

- ① 西中国信用金庫 ときわ支店 ⇒ 西中国信用金庫 ときわ代理店（母店：東新川支店）
- ② 西中国信用金庫 錦町支店 ⇒ 西中国信用金庫 錦町代理店（母店：岩国支店）

(2) 業務を委託する企業

株式会社 にしんビジネス（西中国信用金庫の100%子会社）
許可番号 中国財務局長（信金代）第3号

(3) 代理店の営業時間

- ① 窓口業務取扱時間：午前9時から午後3時まで
- ② A T M 取扱時間：午前8時45分から午後5時30分まで

(4) 代理店の休日

- ① 土曜日
- ② 日曜日
- ③ 国民の祝日に関する法律で定める日
- ④ 12月31日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く。）

2. 代理店の業務開始日

平成24年2月20日（月）

3. お取り扱いする業務

(1) 外貨預金（普通預金・定期預金）を含む各種預金および定期積金の受払業務（新規・解約を含む）

(2) 貸付業務

- ① 定期性総合口座による当座貸越
- ② 預金担保貸付
- ③ カードローン
- ④ 各種消費者ローン
- ⑤ 保証機関保証付住宅ローン

- (3) 為替取引業務（内国為替に限る。）
- (4) 上記に付随する業務（両替、日本銀行歳入金を除く公金の収納等）

※代理店管内の得意先活動は、母店で継承して行います。

4. お取扱いできない業務

- (1) 日本銀行歳入金
- (2) 事業者の方に対する貸付業務
- (3) 代理貸付業務
- (4) 外国為替業務
- (5) 登録金融機関業務（国債、投資信託等の取扱い等）
- (6) 保険商品の窓口販売業務

※ 上記以外にも、お取扱いできない業務がございます。皆さまには大変ご不便をおかけしますが、最寄りの西中国信用金庫の店舗をご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は下記のお問い合わせ先までお尋ね下さい。

5. お客さまのご預金・ご融資等について

- (1) 下記①～④に該当するお客さまのご預金・ご融資等は、母店もしくは最寄りの店舗への移管のお手続が必要となります。

- ① 事業性融資をご利用のお客さま（預金担保貸付のみの場合を除く）
- ② 代理貸付（日本政策金融公庫、信金中央金庫、住宅金融支援機構）をご利用のお客さま
- ③ 国債・投資信託等をお持ちのお客さま
- ④ 当金庫窓口販売による保険商品等をご契約のお客さま

- (2) 上記以外のお客さまのご預金・ご融資等は、代理店にそのまま引き継がれますので、移管等のお手続は必要ございません。

また、店舗名称は変更となりますが、店舗番号・口座番号等は従来どおり変更ございませんので、現在お持ちの預金通帳・証書・キャッシュカード等は、そのままご利用いただけます。

6. 店舗名変更のお手続について

- (1) 代理店移行に伴い、相手先に対し店舗名の変更通知に係るお手続が必要となる場合がございます。お手数をおかけしますがお早めに店舗名変更のご通知等の手続をお願い申し上げます。

- ① 給与振込の振込指定口座となっている場合
- ② 売上金等の振込指定口座となっている場合
- ③ 企業年金等の私的年金のお受取り口座となっている場合

※ 国民年金・厚生年金等の公的年金は、必要ございません。

〇お問い合わせ先

- ・ときわ支店 （0836）34-0511
- ・錦町支店 （0827）72-2854
- ・経営企画部 （083）223-4934

ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

以 上